



【19】事業所調査票(医療、福祉)

平成28年6月1日
総務省・経済産業省

・この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
・オンラインでご回答いただく場合は、別にお配りした『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。
・『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。

Table with columns: 市区町村コード, 調査区番号, 事業所番号, *, 整理番号

1 事業所の名称及び電話番号
フリガナ
正式名称
通称名
電話番号(代表) () -

2 事業所の所在地
郵便番号
都道府県名
市区町村名
町丁・字・番地・号
ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)

3 この場所での事業所の開設時期
昭和59年以前 昭和60~平成6年 平成7~16年 平成17年以降 平成 年 月

4 この事業所の従業者数
6月1日現在の従業者数を記入してください。
『調査票の記入のしかた』34、35ページを参照して記入してください。

Table for employee counts with columns for gender (男/女) and categories: 個人業主, 有給役員, 常用雇用者, 臨時雇用者, 合計, 送出者, 受入者.

5 本所等の別
① 本所・本店
② 支所・支社・支店

6 管理・補助的業務
① 管理運営業務
② 補助的業務
③ 自家用倉庫

7 事業所の売上(収入)金額
8 事業別売上(収入)金額
Table with columns: 事業活動区分, 事業別内訳, 売上(収入)金額, 又は割合(%)

第2面にお進みください。➡

医療、福祉

医療、福祉

経済センサス - 活動調査
【19】事業所調査票(医療、福祉)

9 医療、福祉の事業収入内訳

第1面8欄「(ケ) 医療、福祉」について、その事業区分別の売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面7欄「事業所の売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

事業区分	事業内容(説明)	売上(収入)金額										又は割合(%)	
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円		
医療収入	保険診療収入											0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	保険外診療収入											0,000	
介護事業収入	施設介護収入											0,000	
	通所介護、訪問介護収入											0,000	
社会保険事業収入	公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業											0,000	
保健衛生事業収入	健康相談施設、検査業、消毒業などの保健衛生事業											0,000	
社会福祉事業収入	児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業(ただし、介護事業に該当するものを除く)											0,000	

※居宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、指定施設入居者生活介護)、居宅介護支援、地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス)

10 医療、福祉の相手先別収入割合

第1面8欄「(ケ) 医療、福祉」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

収入を得た相手先	収入額	割合(%)
① 個人(一般消費者)		
他の企業・団体	② 民間	
	③ 公務(官公庁)	
④ 海外取引		
⑤ 同一企業内取引		
①~⑤の合計	100	

- 保険診療収入については、収入を得た相手先は個人(一般消費者)となります。
- 「③公務(官公庁)」とは、国や地方公共団体の国家、地方事務、事業、施設等となります。
- 国、地方公共団体が直接行う現業の事業所(水産、畜産、病院、学校、社会福祉施設など)は、「②民間」に記入してください。

備考

11 事業所の形態、主な事業の内容

下表の中から該当する番号を一つ選択し、○で囲んでください。
複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主なものの番号を○で囲んでください。

事業所の形態・事業内容	番号	内容例示
病院	①	20人以上の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	②	20人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医療事業所
一般診療所	③	19人以下の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	④	患者を入院させるための施設を有しない医療事業所
歯科診療所	⑤	
助産・看護業	⑥	助産師がその業務を行う事業所(助産師が出張のみによってその業務を行う場合も含む)
	⑦	出看護師業、訪問看護ステーション
療養施設	⑧	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
	⑨	太陽光線療法業、温泉療法業、催眠療法業、視力回復センター、カイロプラクティック療法業、リフレクソロジー
医療に付帯するサービス業	⑩	医科理工研究所
	⑪	その他の医療に付帯するサービス業
健康相談	⑫	結核健康相談施設
	⑬	精神保健相談施設
	⑭	母子健康相談施設
その他の健康相談施設	⑮	農村検診センター、健康科学センター
その他の保健衛生	⑯	検査業
	⑰	消毒業
	⑱	その他の保健衛生
社会保険事業団体	⑲	健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基金、農業者年金基金、年金積立金管理運用
児童福祉事業	⑳	保育所、託児所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型)
	㉑	乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、児童発達支援センター、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、母子福祉センター
老人福祉・介護事業	㉒	特別養護老人ホーム
	㉓	介護老人保健施設
	㉔	通所・短期入所介護事業
	㉕	訪問介護事業
	㉖	認知症老人グループホーム
	㉗	有料老人ホーム
その他の老人福祉・介護事業	㉘	養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)、老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、老人憩の家、老人介護支援センター、地域包括支援センター
障害者福祉事業	㉙	居住支援事業
	㉚	生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	㉛	更生保護事業
	㉜	社会福祉協議会、共同募金会、善意銀行、授産施設、宿所提供施設、婦人・女性相談所